

成績評価に関するガイドライン

1. 成績評価基準について

(1)成績評価基準（履修規程第8条第2項）

- ①学生の期末の成績は、あらかじめシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。
- ②学修到達度の評価は、試験若しくはシラバスで示す授業形態に応じた適切な方法のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- ③成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とし、合格した者に所定の単位を与える。

表1 成績評価基準

評価	評 点	学修到達度との関係
秀	90点以上	学修到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している。
優	80点以上90点未満	学修到達度が優秀な水準で到達目標に達している。
良	70点以上80点未満	学修到達度が良好な水準で到達目標に達している。
可	60点以上70点未満	学修到達度が到達目標に達している。
不可	60点未満	学修到達度が到達目標に達していない。

- ④前項の規定にかかわらず、正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については、原則として不合格とする。

(2)試験について（履修規程第7条第1項～第3項）

- ①試験は、授業の開講時期の末に期間（試験期間）を定めて行うものとするが、それ以外にも随時試験を行うことができる。
- ②試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題（レポート・制作物等）により行う。
- ③履修登録をしていない学生は試験を受けることができない。また、開講時期末の試験期間に行う試験（筆記・口述・実技）では、試験開始時刻に20分を超えて遅参した学生は受験することができない。

(3)学修度到達評価方法・評価基準の明示について

- ・学修度到達度の評価方法については、(1)②に示した通り、試験以外にも授業形態に応じた適切な方法を採用することを許容するが、採用する評価方法と成績評価基準については必ずシラバスに明示することとする。特に複数の評価方法を併用する場合には、成績評価基準において、評価点における評価方法毎の比率を示す必要がある。
- ・カリキュラムセンター及び学群等の教務関係組織は、各授業科目のシラバスに授業形態に応じた適切な評価方法・評価基準が設定されているかを確認し、必要に応じて担当教員に対して修正を指示するものとする。

(4)成績評価における留意事項

- ・「合格」（成績評価が「可」以上のもの）の基準は、それぞれの授業で定めた到達目標の下

に設定する評価基準に基づく絶対評価を基本とする。ただし、成績評価の段階で、不合格の比率が実質履修者の2割を超えるような偏りがみられる場合には、評点の算出根拠と評価基準との整合について十分に検証した上で、成績を確定することが必要である。

- ・成績の5段階評価においては、個別の授業における成績評価基準をシラバスへの記載やルーブリック等により明示し、それに基づいて客観性のある評価を行うものとする。
- ・成績評価の分布についても極端な偏りがないように留意するものとする。特に「秀」は「特に優秀な水準」であることが評価基準であり、原則として実質履修者のうち2割を超えることがないように留意する。
- ・複数クラスで複数教員が担当する授業では、成績評価の公平性を確保するために、評価基準を明確に定めた絶対評価を基本とする。ただし、成績評価に極端な偏りが生じないような適切な評価基準の設定と教員間での共有が必要である。
- ・設定した評価基準が適切であるか否か、また教育の内容・方法が適切であるか否かについては、学生の理解度を図る指標としての成績評価の分布を捉えるとともに、学生による授業評価の結果等も考慮して、質保証の観点から絶えず見直しを図ることが必要である。
- ・教授会等においては、各学期末の単位認定の段階において、成績評価の分布に極端な偏りがなく適切であるか否かについて確認する。
- ・成績評価に関する照会は、不可に限らず全ての評価区分について受け付けるものとし、担当教員は評価基準に基づき適切に説明を行う。

2. 学修到達度の測定時期と方法

(1)学修到達度の測定時期

学修到達度の測定は、学期末までに完了するものとする。

学期末の段階で、単位認定に至らなかった場合には、教授会等の承認を得た場合に限り、単位認定の延長が認められることがある。ただし、特定の学生に対する単位認定の延長は、必修科目等で教育上の特別な配慮が必要と判断される場合に限り適用されるべきである。またその場合でも、授業への出席が十分であり、かつ自己の学習または担当教員が自主的に行う補講を受講することで学修到達度に達することができると判断される場合に限り。到達度の測定は、次学期末までに正規の測定方法と同様の評価基準と方法により適切に行うものとし、その成績は原則として「可」を上限とし、到達度に達しない場合には「不可」として再履修を促す。

(2) 学修到達度の測定方法

授業での学習到達度については、以下の方法により測定を行う。

- ①筆記試験・口述試験・実技試験：知識の定着度（理解度）・実技の習熟度の測定に用いる。
- ②課題（レポート・制作物等）：思考力・判断力・表現力・応用力等の測定に用いる。
- ③授業態度：授業への取組み姿勢（授業中の発言や発表、レスポンスカードの記載内容等）により、授業への関心や意欲の測定を行う。

なお試験及び課題については、学生に周知している「試験の受験やレポート等の課題の提出に関する注意について」に十分に留意し、不正行為等が発生しないよう厳正に行うこ

と。

(3) 出席時間の取り扱いについて

正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については原則不合格となることから（履修規程第8条第4項）、適切な方法で学生の出席時間を把握することが必要である。

「正当な理由」には、学校保健安全法施行規則に定められた感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）による出席停止、特別な事由による欠席（忌引、大学が特別に認める行事への参加、裁判員制度に基づく裁判所への出頭、その他本人の責めによらない場合）等が含まれ、遠隔対応や当該欠席時間に関する自習を行うことを条件に、担当教員の判断の下、出席時間に含むことができる（必要に応じて、証拠資料の提出を求めてもよい）。成績評価においては、授業への出席時間（出席の有無）を評価点（いわゆる出席点）としないよう留意すること。

3. ルーブリックの作成について

ルーブリックは、学生の学修における評価項目とそれに対する評価基準を表形式で表したものである。これを学生に提示することにより、学生自身が何を学ぶべきかを理解し、学生の主体的な学修につながることを期待される。また厳密な成績評価のためにも有効なツールとなるものであり、成績評価基準の詳細としてシラバスと合わせて学生に配布することが望まれる。

【ルーブリック作成方法】

- ・シラバスに示した到達目標に対する評価項目を定め、それぞれの項目に対する評価基準を段階的に記載する。
- ・評価項目の数とそれに応じた評価の段階数は任意に定めてよい。
- ・ディプロマポリシー（DP）との関連、到達目標、評価項目は一体として表すことが望ましい。
- ・各評価項目毎（到達目標毎でもよい）の成績評価に対する比率を示すことが望ましい。

表2 ルーブリックの作成例

DP項目	到達目標	評価項目	評価 比率 (%)	S	A	B	C	D
				特に優れた水準	優秀な水準	良好な水準	何とか到達目標	相当の努力必要
知識・技術	情報伝達におけるメディアの役割について説明できる	メディアの役割を説明できる	10	メディアの役割について事例を挙げて十分に説明できる	メディアの役割について適切に説明できている	機能・役割が一部不足しているが、概ね説明できている	最低限の役割を説明している	十分に説明できていない
		メディアの分類と種類について説明できる	10	分類・種類とも不足なく十分に理解して適切に説明できる	分類・種類とも適切に区別して説明できている	分類・種類は不足しているが、概ね説明できている	最低限の分類と機能のみを説明している	十分に説明できていない
思考力・判断力	；	；	；	；	略	；	；	；
；	；	；	；	；	；	；	；	；
合計			100					

4. 成績評価における根拠資料の適切な保管について

- ・成績評価に係る根拠資料（試験に用いた問題・解答用紙、レポート課題、出席記録等、ただし学生に返却したものを除く）については、学生に説明責任を果たすことを目的とし、以下に従い適切に保管するものとする。
- ・当該科目の科目担当教員（非常勤講師の場合には必要に応じて科目責任教員、退職の場合には科目関連教員または学群長等）が責任をもって保管すること。
- ・保管期間は評価実施の翌年度末までとし、当該期間を経過した資料は、製本等により保管・公開を前提に作成されたものを除き、個人情報保護に十分に留意した上で、適切な方法で廃棄すること。
- ・根拠資料の保管にあたっては、個人情報の保護及び情報公開請求に係る開示請求の対象となり得ることに十分に留意すること。
- ・電磁的複製物としての保管も可とする。ただし保管にあたっては十分な情報漏洩防止策を講じること。
- ・その他、個人情報の取り扱いに関しては、「公立大学法人宮城大学の保有する個人情報の保護に関する規程」「公立大学宮城大学個人データ安全管理措置等実施要領」に従い適切な安全管理措置を講じること。

以上

成績評価に関するガイドライン

平成29年3月作成 令和4年5月25日改訂 令和5年3月22日改訂 令和5年5月8日改訂
令和6年3月15日改訂 令和7年4月1日改訂 令和8年4月1日改訂

宮城大学カリキュラムセンター (E-mail:kyoumu@myu.ac.jp)



公立大学法人
宮城大学
MIYAGI UNIVERSITY